



2024年4月19日

各 位

会 社 名 ANAホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 芝田 浩二
(コード番号 9202 東証プライム)
問合せ先 グループ総務部長 鷹野 慎太郎
(TEL . 03-6748-1001)

シンガポール航空とのジョイントベンチャー（共同事業）に向けた
国土交通省からのA T I 認可に関するお知らせ

1. 概要

当社100%子会社の全日本空輸株式会社は、本日、国土交通省より、シンガポール航空と実施する日本＝シンガポール間および日本＝その他対象国間のジョイントベンチャー（共同事業）について、条件付きでA T I（独占禁止法適用除外）認可を受けましたので、お知らせいたします。

詳細については、2020年1月31日付「シンガポール航空との戦略的包括提携契約締結に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 今後の見通し

現在シンガポール当局からの認可について審査中のため、本認可による当社連結業績への影響はありません。

以 上

ANA、シンガポール航空による ジョイントベンチャー（共同事業）に向けた ATI 認可について

- ANA は、国土交通省より条件付きでシンガポール航空と実施するジョイントベンチャー（共同事業）に向けた ATI（独占禁止法適用除外）認可を取得しました。
- ANA とシンガポール航空は、ジョイントベンチャーを通じ、更なる利便性の向上を目指します。

本日、ANA はシンガポール航空（以下、SIA）と実施する日本＝シンガポール間および日本＝その他対象国^{※1}間のジョイントベンチャーについて、国土交通省より条件付きで^{※2}ATI（独占禁止法適用除外）認可を取得しました。ANA と SIA は、シンガポール競争・消費者委員会（Competition and Consumer Commission of Singapore）に対しても ATI の認可を申請しており、現在審査中となっております。また、その他対象国についても順次 ATI 認可の申請をする予定です。

両社はジョイントベンチャーを通じて、効率的な路線計画、乗り継ぎ地での接続改善、運賃体系の共通化による両社運航便を併用した旅程の選択肢拡大など、お客様への利便性をますます向上してまいります。

※1 その他対象国（予定）：オーストラリア・インド・インドネシア・マレーシア

※2 ANA 及び SIA はモニタリング措置を導入予定。実施内容は別紙「共同事業に係るモニタリング計画書」に記載

以上

報道機関からのお問い合わせ先

ANA 広報部 03-6735-1111 成田 0476-31-6007 伊丹 06-6856-0270 関西 072-456-7890

A STAR ALLIANCE MEMBER 